

公益社団法人京都府介護支援専門員会 理事選挙管理規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人 京都府介護支援専門員会（以下「当法人」という。）

定款第25条及び理事・監事細則第3条第1項の規定に基づく理事の選挙について必要な事項を定める。

(選挙管理委員会の設置)

第2条 前条に定める選挙を行うため、選挙管理委員会を置く。

(選挙管理委員会の構成)

第3条 選挙管理委員会は、選挙管理委員をもって構成し、選挙の公正を保ち、当該選挙に係る一切の権限と責任を持つ。

(選挙管理委員会の業務)

第4条 選挙管理委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 選挙の公示。
- (2) 立候補者の受付。
- (3) 候補者の公示。
- (4) 投票及び開票の管理。
- (5) 当選者の確認及び発表。
- (6) その他選挙管理に必要な事項。

(選挙管理委員)

第5条 選挙管理委員は、正会員 5名により次の通り構成する。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 委員 3名

2. 選挙管理委員の任期は、選挙の日より2年とする。

3. 選挙管理委員は、正会員の中から選任し、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

4. 選挙管理委員が、当該選挙の立候補者又は立候補者推薦人となるときには、選挙管理委員を辞任しなければならない。

5. 選挙管理委員に欠員が生じた場合には、欠員の選任を行う。この場合の新委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(選挙管理委員長)

第6条 選挙管理委員長は、委員の互選により選出する。

2. 選挙管理委員長は、選挙管理委員会を代表し、委員会を主宰する。

(選挙管理副委員長)

第7条 選挙管理副委員長は、委員の互選により選出する。

2. 選挙管理副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。

(選挙管理補助者)

第8条 選挙管理委員会は、選挙関連事務を円滑に遂行するために選挙管理補助者を置くことができる。

2. 選挙管理補助者は、正会員及び事務局職員の中から選挙管理委員長が若干名を指名する。

3. 選挙管理補助者の任期は、選挙公示の日から新理事が選出された日までとする。

第2章 理事選挙

(選挙の公示)

第9条 選挙管理委員会は、選出理事の選挙日の20日前までに、下記の必要事項を公示しなければならない。

- (1) 選挙日。
- (2) 選挙の種類。
- (3) 選挙人。
- (4) 立候補者の資格。
- (5) 立候補受付方法。
- (6) 受付期間。
- (7) 受付先。
- (8) その他選挙の公示に必要な事項。

(選挙人)

第10条 選出理事の選挙の選挙人は、選挙日における当法人定款第11条に定める当法人の社員である代議員とする。

(立候補者)

第11条 選出理事の立候補者の資格は、選挙公示日時点において当法人定款第5条第1号に定める正会員とする。

2. 立候補者は、当法人正会員3名からの推薦により立候補することができる。

3. 代議員が立候補するときは、代議員選出細則第5条により代議員を辞任した後に立候補しなければならない。

(立候補の届出)

第12条 立候補者は、届出の際には、公示された受付期間内に、選挙管理委員会が別に定める様式に従い、下記の所定の書類を添付して、選挙管理委員会宛提出しなければならない。

- (1) 立候補届出書(様式・理1)

(2) 立候補者推薦届出書 (3 名分) (様式・理 2)

(3) 履歴書 (保存用) (様式・理 3)

(4) 略歴・立候補理由 (広報用) (様式・理 4)

2. 立候補の届出は、郵送によるものとし、締切日当日の消印があるものを有効とする。

(立候補の審査)

第 13 条 選挙管理委員会は、立候補の届出が適正に行われない場合には、その受理を拒否することができる。

2. 選挙管理委員会は、前条の書類に基づき立候補者の審査を行う。

3. 選挙管理委員会は、候補者として適格と認めた者については、立候補者から届出のあった立候補届出書を基に、立候補者一覧を作成する。

(推薦者)

第 14 条 推薦者の資格は、選挙日の前年度の 3 月 15 日現在、その年度の会費を納入している当法人定款第 5 条第 1 号に定める正会員とする。

2. 推薦者は、立候補者推薦届出書 (様式・理 2) に推薦理由を明記する。

3. 推薦者が推薦できる立候補者は 1 名とする。

4. 推薦者は、選出理事に立候補することができない。

(立候補者届出受理証の発行)

第 15 条 選挙管理委員会は、第 44 条の立候補者からの届出を受理したときは、届出受理証を発行し、遅滞なく立候補者に交付する。

(立候補者に関する通知)

第 16 条 選挙管理委員会は、立候補者一覧、立候補者略歴、立候補理由及び立候補者推薦届出書等を掲載した選挙案内をホームページ上に掲載し周知しなければならない。

(選挙活動)

第 17 条 選挙管理委員会は、立候補者等の選挙活動が公序良俗に照らして適切でないと判断した場合は、当該選挙活動に制限を加え又は停止することができる。

(立候補の辞退)

第 18 条 立候補者は、立候補を辞退するときは、所定の様式 (様式・理 5) により選挙管理委員会に届け出なければならない。

(選挙日)

第 19 条 選出理事の選挙は、当法人の社員総会において実施する。

(選挙の管理)

第20条 選挙は、立候補者が選出理事の定数を超過している場合には、投票を行う。

2. 立候補者が定数の最低数を満たす場合は、出席した代議員の過半数をもって承認する。

(立候補者所信表明)

第21条 立候補者の所信表明および略歴は、選挙の前に書面にて代議員へ通知する。

(投票人)

第22条 投票は、社員総会に出席し、投票時に議場内にいる代議員によって行う。

代議員選出細則第7条第1項に定める補欠の代議員は、投票権を有する者と認める。

(議場の閉鎖)

第23条 投票中は議場を閉鎖する。

(投票の実施)

第24条 選挙の投票は、立候補者を連記した投票用紙を用いて、当選を可とする候補者7名以上を選択し丸印を付し、所定の投票箱に投票する方法で行う。但し、下記の投票は無効とする。

(1) 丸印が定数を超過している投票用紙および定数に満たない投票用紙。

(2) 候補者の氏名に丸印以外のものを付した投票用紙。

(3) 所定の投票用紙を使用しないもの。

(立会人)

第25条 開票に際し、立会人を2名置く。立会人は、出席する代議員の中から選挙管理委員長が指名する。

(開票・集計)

第26条 選挙管理委員長は、投票締切後、直ちに立会人監視のもとで開票を宣言する。

2. 選挙管理委員長は、開票及び集計を選挙管理委員又は選挙管理補助者に行わせることができる。

(当選者)

第27条 当選者については、有効投票数の過半数を得た者のうち、得票数上位から定数人数を当選者とする。

2. 最下位が同票数の場合は、決戦投票を行う。決選投票の結果、さらに同票数の場合は、抽選により当選者を決定する。なお、抽選の方法は、くじ引きとする。

3. 当選者が定数に満たない場合は、当選者を除いた候補者を対象とする選挙を、定数になるまで行う。

4. 選挙管理委員長は、開票結果及び当選者を発表する。

第3章 雑 則

(委任)

第28条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

(規程の改正)

第29条 この規程の改正は、理事会の決議による。

2. 改正した場合は、社員総会に報告しなければならない。

附 則

1. この規程は、平成26年1月8日から 施行する。